

芦教委第6号議案

令和7年度芦屋市要支援児童等教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

令和7年度芦屋市要支援児童等教育支援委員会委員を別紙のとおり委嘱又は任命する。

令和7年5月22日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

提案理由

障がいをする又は発達に課題のある幼児、児童及び生徒（以下「障がいをする児童等」という。）の公立諸学校への就学及び教育的支援についての調査及び審議を行うため、令和7年度の委員を委嘱又は任命しようとするもの。

- 1 委嘱する委員 別紙のとおり
- 2 任 期 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで
- 3 根 拠 法 令 芦屋市要支援児童等教育支援委員会規則

令和7年度芦屋市要支援児童等教育支援委員会委員名簿

順不同

新										旧				
任期	令和7年6月1日～令和8年5月31日（任期1年）									任期	令和6年6月1日～令和7年5月31日（任期1年）			
区分	氏 名	性別	満年齢 （※1）	出 身 名 称	団 体 及 び 役 職	通 算 在任期間	構成員の 変 更	備 考	区分	氏 名	性別	満年齢 （※1）	出 身 名 称	団 体 及 び 役 職
学識経験者	おぼた 小幡 一夫	男		芦屋市医師会	（小児科医）	3年	無		学識経験者	おぼた 小幡 一夫	男		芦屋市医師会	（小児科医）
学識経験者	かしろ 加藤 力敬	男		芦屋市医師会	（精神科医）	4年	無		学識経験者	かしろ 加藤 力敬	男		芦屋市医師会	（精神科医）
学識経験者	きかいのゐる 塚 敦	男		三田谷治療教育院	理事長	2年	無		学識経験者	きかいのゐる 塚 敦	男		三田谷治療教育院	理事長
行政関係者	しもじよ 下條 純	男		芦屋市こども福祉部	福祉室障がい福祉課長	0年	有	前任者が異動したため	行政関係者	かわぐち 川口 弥良	女		芦屋市福祉部障がい福祉課	課長
行政関係者	しのはら 篠原 あや	女		芦屋市こども福祉部	こども家庭室 はいく課保育向上担当主幹	1年	無		行政関係者	しのはら 篠原 あや	女		芦屋市こども福祉部	こども家庭室 はいく課保育向上担当主幹
行政関係者	つじ 辻 彩	女		芦屋市こども福祉部	こども家庭・保健センター 健康増進・母子保健担当課長	2年	無		行政関係者	つじ 辻 彩	女		芦屋市こども・健康部	健康課長
学校関係者	たなべ 田邊 勝彦	男		兵庫県立芦屋特別支援学校	校長	0年	有	前任者が異動したため	学校関係者	おおなわ 大和多 秀昌	男		兵庫県立芦屋特別支援学校	校長
学校関係者	たつみ 梶 愛子	女		芦屋市立潮見幼稚園	園長	0年	有	担当が変わったため	学校関係者	むらかみ 村上 洋子	女		芦屋市立西山幼稚園	園長
学校関係者	うらやま 浦山 佳代	女		芦屋市立宮川小学校	校長	4年	無		学校関係者	うらやま 浦山 佳代	女		芦屋市立精道小学校	校長
学校関係者	うみだ 上田 美佳	女		芦屋市立精道中学校	校長	2年	無		学校関係者	うみだ 上田 美佳	女		芦屋市立山手中学校	校長
学校関係者	すがわら 菅原 淳也	男		芦屋市立精道小学校	教諭 （学校生活支援教員）	1年	無		学校関係者	すがわら 菅原 淳也	男		芦屋市立精道小学校	教諭 （学校生活支援教員）

※1 就任時点での満年齢になります。

○芦屋市要支援児童等教育支援委員会規則

平成 28 年 6 月 3 日

規則第 7 号

(設置)

第 1 条 障がいをもつ又は発達に課題のある幼児、児童及び生徒（以下「障がいをもつ児童等」という。）の公立諸学校への就学及び教育的支援についての調査及び審議を行うため、芦屋市要支援児童等教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 障がいをもつ児童等の就学に関すること。
- (2) 障がいをもつ児童等の教育的支援に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、障がいをもつ児童等に関し必要と認められること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 行政関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(定足数等)

第 7 条 会議は、委員の過半数の出席をもつて成立する。

2 委員会において必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部)

第 8 条 委員会に専門部を置くことができる。

2 専門部は、委員会から付託された専門的事項の調査審議を行う。

- 3 専門部に属する委員は、委員長が指名する。
- 4 専門部に部長を置く。
- 5 部長は、専門部に属する委員の互選によつて定める。
- 6 部長の職務及び専門部の会議については第5条第2項及び前条の規定準用する。
- 7 専門部会は、専門的調査結果を委員会に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校教育を所管する課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

付 則

この規則は、平成28年6月3日から施行する。